

第3回世田谷区児童福祉審議会 本委員会議事録

日 時

令和5年1月11日(水) 18:30~

場 所

世田谷区役所第3庁舎3階 プライツホール

出席委員

松原委員長、鶴養副委員長、明石委員、天野委員、池田委員、石渡委員、木田委員、小枝委員、小橋委員、中板委員、丹羽委員、能登委員、林委員、平本委員、松田委員、宮崎委員、森委員、吉田委員

欠席委員

川松委員、田中委員

事務局

柳澤子ども・若者部長、和田保育部長、嶋津子ども・若者支援課長、木田児童相談支援課長、伊藤保育課長、土橋児童相談所長、河島児童相談所副所長、小松子ども家庭課長

資 料

資料1-1 臨時部会(児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会)の審議期間の延長について

資料1-2 世田谷区児童福祉審議会臨時部会(児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会)中間報告書(検討経過のとりまとめ)

参考資料 せたがやホッと子どもサポート(リーフレット)

資料2- 令和4年度における各部会の開催状況について(里親部会)

資料2- 令和4年度における各部会の開催状況について(措置部会)

資料2- 令和4年度における各部会の開催状況について(児童虐待死亡事例等検証部会)

資料3 新たなフォスタリング業務委託(里親養育包括支援事業)の実施に関する事業者の選定結果について

資料4 世田谷区児童養護施設退所者等支援事業(せたがや若者フェアスタート事業)の拡充について

資料5 区立母子生活支援施設パルメゾン上北沢運営事業者の選定結果について

資料6 令和3年度世田谷区児童相談所運営状況(事業概要)等報告(配付のみ)

議事

嶋津課長

定刻になりましたので、これより令和4年度第3回世田谷区児童福祉審議会本委員会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます私は子ども・若者支援課長の嶋津と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は議事録作成のために速記者による記録をさせていただきますので、あらかじめ御了承いただきたくお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としまして、マスクの着用及びマイク使用時の消毒に御協力をお願いしたいと思います。

また、今回は会場によるこういう対面とZ o o mを使用してのオンライン会議を併用させていただいております。御協力をよろしくお願いいたします。なお、Z o o mで御参加いただく委員につきましては、天野委員、木田委員、小枝委員、小橋委員、丹羽委員、林委員になってございます。御発言の際には、挙手をお願いしたいと思います。会場参加の委員におかれましては、Z o o mで参加されている委員につきましては、こちらのスクリーンで御確認いただければと存じます。

また、本日は、児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会の臨時委員である能登委員と森委員にも御出席いただいております。お名前を読み上げさせていただきますので、挙手をお願いしたいと思います。能登委員、よろしくお願いいたします。森委員、よろしくお願いいたします。なお、川松委員は、本日、所用のため御欠席ということでございます。なお、今、池田委員と田中委員は御連絡をいただけていないので、多分遅れて御参加かなと思いますけれども、進行のほうはこのまま進めさせていただきますと思います。

それでは、ここで会議の開催に当たりまして、世田谷区子ども・若者部長の柳澤より一言御挨拶を申し上げます。

柳澤部長

皆様、こんばんは。子ども・若者部長の柳澤でございます。新年2週目というところでございますけれども、御多用のところ、また、夜間の会議にもかかわらず御出席いただきまして本当にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の再拡大ということで、懸念されている状況でございます。こうしてZ o o mも併用しながらでございますけれども、今回も審議会を開催することができました。引き続き、使用したマイクの消毒、室内の換気など感染症対策をしっかり講じてまいりたいと

思いますので、よろしくお願いいたします。

今回の議事でございますが、前回の本委員会で設置いたしました臨時の部会、児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会におきまして御審議いただいております取組についての中間報告をさせていただき、今後、部会において検討するための御議論をお願いしたいと考えてございます。また、今年度の各部会の開催状況につきましてそれぞれの部会長の皆様から御報告いただくとともに、前回の児童福祉審議会で報告させていただいております新たなフォスタリング業務委託に係るプロポーザルの結果についても御報告させていただきます。そして、代替養育の下で育つ子どもたちの自立支援について、せたがや若者フェアスタート事業のさらなる拡充を図るため、世田谷区児童養護施設退所者等支援事業の拡充について取りまとめましたので、御説明をさせていただきます。最後に、現在、母子生活支援施設におけるひとり親、子どもの支援についてでございますが、課題が複雑化、かつ多様化してございます。このたび区では、こういった課題に柔軟に対応するため、区立の母子生活支援施設でありますパルメゾン上北沢の事業内容を見直すことにいたしました。令和5年度からの運営事業者をプロポーザル方式により選定いたしましたので、選定の理由なども含めまして御説明させていただきます。本日も委員の皆様より忌憚のない御意見を賜りたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

嶋津課長

それでは、議事に入る前にお手元の資料を確認させていただきます。まずは次第のほか、右上に番号が振ってあると思いますが、資料1から6までございます。不足している資料がありましたら、係員、職員からお渡ししますので、挙手をお願いいたします。

それでは、今後の議事につきましては、松原委員長、よろしくお願いいたします。

松原委員長

松原でございます。よろしくお願いいたします。たくさんの議事が用意されておりますので、早速、中身に入ってまいりたいと思います。

初めに、議事(1)臨時部会(児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会)の審議期間の延長及び中間報告について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、事務局より説明をさせていただきます。お手元の資料1-1、1-2と、参考でせたホッとのリフレットを付しております。こちらは必要に応じて御参照ください。

まず資料1-1、審議期間の延長について御説明をいたします。本臨時部会は、令和4年度第2回世田谷区児童福祉審議会本委員会において

設置を承認され、令和4年8月22日に第1回目の検討を開始し、同年12月末時点で計5回部会を開催し、検討を進めてきております。区における対応を検討するに当たりましては、これまで子どもの権利擁護に率先して取り組んできた世田谷区として、子どもの権利擁護を担っている既存の機関や社会的養護の当事者の皆様からのヒアリングを丁寧に進めていく必要があることから、3回に分けて各関係機関や当事者からのヒアリングを実施してまいりました。また、国においても改正児童福祉法を踏まえた取組について検討が進められており、今後、具体の方策等が示される予定と聞いております。さらに、東京都においても子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方に関する検討を行うため、東京都児童福祉審議会専門部会を設置して議論が行われており、令和4年12月に検討を終えたところと聞いております。当初、臨時部会での審議は令和4年12月に終了することを予定しておりましたが、こうした動きも踏まえながら、世田谷区としてのあるべき姿について十分に議論を深めながら取りまとめる必要があることから、令和4年12月時点で検討結果を取りまとめることは難しいと判断をいたしました。このような状況を踏まえ、審議期間を令和5年6月まで延長し、審議日程を下記のとおり変更したいと考えております。

変更前は、昨年12月で検討を終了し、今回の本委員会で検討結果を御報告することとしておりました。これを変更いたしまして、本日は中間報告をさせていただき、令和5年5月から6月に最終の検討結果を取りまとめまして、6月下旬ごろに開催予定の児童福祉審議会本委員会にて御報告したいと考えております。

審議期間の延長についての御説明は以上となります。

続きまして、臨時部会の中間報告書について御説明をいたします。資料は1 - 2になります。こちらの2ページを御覧ください。この報告書の位置づけについてですが、臨時部会では、改正児童福祉法の成立を受けて、 から に記載の事項を中心に児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討を行っているところでございます。

3ページの下から2段落目を御覧ください。臨時部会の検討経過と審議期間の延長については先ほど御説明したとおりでございますが、この中間報告書は、この間の臨時部会で検討した内容と主な意見を取りまとめ、現時点における今後、区として目指すべき方向性を記載しているものでございます。最終報告については、先ほど説明させていただきましたとおり、令和5年度第1回本委員会で報告する予定です。

4ページの2、検討体制等については臨時部会の委員の名簿、5ペー

ジは臨時部会での検討経過を記載しております。

6 ページを御覧ください。児童相談所が関わる子どもの権利擁護に係る取組について、区の現状を記載しております。初めに、(1)子どもの権利擁護の環境整備に関することについてでございます。こちらについては、児童相談所の援助の流れに沿って取組を記載している図で御説明します。図の左側、児童相談所の枠の中の上の枠囲みを御覧ください。一時保護を含め、児童相談所が援助方針を決定する際には、あらかじめ担当児童福祉司が子どもの意向を確認し、所内で共有しながら対応しているところでございます。その下、一時保護と記載してありますが、一時保護所内での子どもの権利擁護の取組について記載しております。

7 ページの図を御覧ください。初めに、一時保護所に子どもが入所する際には一時保護所のしおりを児童相談所で作成しており、このしおりを用いながら、一時保護所内の生活や悩みがあった場合などの相談方法を説明しております。また、一時保護所内に意見箱を設置し、子どもが誰にも見られずに自分の意見を相談できる仕組みですとか、子ども自身で一時保護所の基本的なルールを決める会議なども実施しているところでございます。さらに一時保護所の第三者委員を設置しており、月に1回程度、一時保護所を訪問していただき、子どもの権利擁護と福祉サービスの向上を図っております。その他、一時保護所の外部評価も行いながら子どもの権利擁護に取り組んでいるところでございます。

6 ページの図にお戻りいただきまして、次に、図の左側の先ほどの児童相談所のところから横に矢印が3つ伸びておりますけれども、児童相談所が児童福祉司指導ですとか児童養護施設入所措置など、児童福祉法第27条に基づく措置を行う際、児童相談所の援助方針と子どもの意向が一致しないときなどについては、3つの矢印の上に記載しておりますが、児童福祉審議会措置部会に諮問をし、児童相談所の援助方針の適正性を確認いただきながら対応しております。

3つの矢印の一番上は、在宅指導を行っている場合における子どもの権利擁護に係る取組ですが、こちらの場合、子どもが家庭におりますので、児童福祉司による定期訪問や面接を通して、子どもの状況と意向を確認しながら対応しております。また、せたホッととの普及啓発の一環として、学校等を通じてせたホッととのリーフレットなどを配付しているところでございます。

真ん中の矢印は、児童養護施設などの児童福祉施設に入所する子どもの権利擁護に係る取組について記載をしております。初めに、児童相談所が児童福祉施設へ入所措置を行う際、担当の児童福祉司が子どもに対

して子どもの権利ノートという冊子を用いながら、施設での生活や子どもの権利についての説明を行っております。また、権利ノートにせたホッと宛てのハガキを同封しており、悩みなどがあった場合に子どもがせたホッとに相談できるよう工夫しております。また、児童福祉施設に入所する際に自立支援計画を策定することとなっておりますが、こちらを策定する際には、子どもの意見を聞きながら策定するよう努めているところでございます。児童福祉施設独自での取組として、苦情箱の設置や第三者評価、第三者委員制度などの取組を各施設で行っております。

一番下の矢印は里親等へ委託される場合ですが、こちらは施設ではなく家庭と同様の養育環境でございますので、苦情箱の設置ですとか第三者評価というものはございませんが、権利ノートの活用や自立支援計画の策定などにおいて権利擁護を図っているところでございます。

最後に、図の一番上に点線で矢印が記載されておりますが、被措置児童等虐待に関する相談等があった際には、区が対応結果を措置部会へ報告することとしております。

図の説明は以上となりますが、次に10ページを御覧ください。(2)児童相談所が行う意見聴取等措置に関することについてですが、改正児童福祉法では児童相談所が子どもに意見を聴取するタイミングを規定しているところでございますけれども、児童相談所は、現時点で改正児童福祉法に規定されているタイミングの全てにおいて子どもの意見を現状においても確認をしているという図になっております。(3)意見表明等支援事業に関することについてですが、こちらについては改正児童福祉法で新設されたものでございますので、現在、区では実施していないというのが現状となります。

以上が区の現状についての説明でございます。

続きまして、11ページ、4、今後の方向性を御覧ください。こちらでは、この間の臨時部会での議論やヒアリングを踏まえ、児童相談所が関わる子どもの権利擁護の仕組みを構築する上で目指すべき方向性をまとめております。初めに、(1)子どもの権利擁護の環境整備に関することについてでございますが、ここでは主に児童相談所が行う一時保護や措置に対して子どもに不満や不服がある場合、既存の措置部会とせたホッととの役割を整理しながら方向性を検討いたしました。の現状と検討のポイントを御覧ください。初めに、現時点においても児童相談所は、子どもの意向を最大限尊重した援助決定や子どもに対する説明を行っているところでございます。今回の検討では、それでもなお不満がある場合の対応について検討するものでございます。措置部会におきまして

は、現在、児童福祉司指導や施設入所措置を決定する場合や変更、解除するときで子どもの意向が一致しない場合、児童相談所からの諮問を受け、措置の適否を答申していますが、一時保護の決定、解除時に意向が一致しない場合ですとか、措置決定後に意向が一致し得なくなった場合には、措置部会への諮問は現状では行われておりません。これを踏まえまして、一時保護や施設入所措置等という子どもの環境が変化する際には、子どもの権利擁護の観点から、都度、児童相談所の援助内容が適切であることを担保する仕組みの構築が必要であるとの議論がありました。さらに、現行措置部会は児童相談所からの諮問という形で審議を行っておりますが、子ども本人が措置部会に直接意見を申し立てる仕組みの構築も必要であるとの意見もございました。一方で、せたホッとにおきましては、現在でも児童相談所の措置等に関して不満がある旨の相談を受けた場合には、子どもの権利擁護機関として、子どもの意見や気持ちに寄り添いながら必要な支援を行うこととしておりますが、社会的養護における子どもからの相談実績は少ないという現状がございます。

12ページを御覧ください。これらを踏まえまして、今後の方向性でございます。初めに、措置部会についてです。現在、措置部会の諮問対象とされていない一時保護の決定、解除時における子どもとの意向不一致や措置等決定後の経過の中で子どもの意向が児童相談所の援助方針と一致しなくなった場合には、児童相談所は措置部会から意見を聞くこととし、援助内容が子どもの権利擁護のために適切であることを都度担保する仕組みを構築すること。また、子どもが保護や措置を求めているにもかかわらず、児童相談所がそうした対応を行わない場合などに、子ども本人または今後検討する意見表明等支援員を通じた措置部会への申立て制度や、必要に応じて措置部会へ出席し、直接子ども本人等が措置部会へ意見を表明できる仕組みを構築することとまとめました。

次に、せたホッとについてです。現行でも担っている部分ではございますけれども、せたホッとに児童相談所の措置等への不満に関する相談があった場合、せたホットとは子どもの意見に寄り添いながら相談に応じ、子どもへの必要な助言、支援、児童相談所との調整等を行うこと。その他として、せたホットや措置部会の普及啓発に取り組むことなどが示されております。

13ページの図は、これらを踏まえた基本的な対応イメージとなりますので、後ほど御覧ください。

その下、では、児童相談所の措置等に関する不満以外の主な意見への対応について記載しております。その他の意見を大きく分類すると、

被措置児童等虐待に関する相談と生活上の不満に分類することができ、それぞれの現状の対応の流れを記載しております。

14ページの今後の方向性でございますが、意見表明等支援事業を検討するに当たって、現状の対応を踏まえながら、意見表明等支援事業を実施した場合の調整方法について今後検討することとしております。14ページの下、(2)児童相談所が行う意見聴取等措置に関することを御覧ください。こちらでは、現在でも意見聴取等措置を行うタイミングで意見の確認を行っておりますので、引き続き実施するとともに、今後の国の指針等で具体の取扱い等が示された際には適切に対応するものとしております。

15ページを御覧ください。最後に、(3)意見表明等支援事業に関することについてでございます。意見表明等支援事業は現状で実施しておりませんが、この間の議論やヒアリングから今後の方向性を整理いたしました。初めに、意見表明等支援事業の実施形態についてです。主な意見として、事業の実施主体は独立している立場である必要性や、既存の仕組みとは別の制度として相互に連携している必要性などがございました。これらを踏まえ、意見表明等支援事業は児童相談所とは別の組織が事業を所掌すること、その上で外部委託とし、受託者が意見表明等支援員を確保することという方向性が示されました。

次に、意見表明等支援員の役割についてですが、主な意見として、意見表明の前に意見形成があることや、意見の代弁や伝達の繰り返しによる関係機関との調整、子どもの気持ちや意見を支え、共に考える役割が必要であるといった御意見や、保護所全体の改善に向けた、第三者委員とは役割が違うという御意見もございました。これらを踏まえ、意見表明等支援員はアウトリーチを中心に活動し、子どもに寄り添いながら、考えを整理して意見を形成することの支援、子どもが意見を表明することの支援、子どもに代わり意見を代弁する役割を担うことや、次のページを御覧いただき、機関の対応結果を子どもにフィードバックする役割も担いつつも、子どもを説得する立場にならないよう留意すること。第三者委員制度と異なり、自発的に意見を述べる役割は負わないことという方向性が示されました。

次に、意見表明等支援員の担い手についてです。主な意見として、専門性の必要性や年齢や資格よりも、子どものことをそのまま受け止めて話を聞くことやその子どもと合うかどうか、また、施設の状況や子どもの状況も把握しながら対応することの必要性などがございました。これらを踏まえ、意見表明等支援員は年齢や資格のみを要件にするのでは

なく必要な専門性を備えていることや、施設や子どもの状況を把握しながら業務を行うことについての方向性が示されました。

次に、意見表明等支援事業の実施方法についてです。主な意見として、遊びや勉強をしながら、あるいは一緒に食事を取るなどを通して信頼関係を得ることや、話した内容が口外されないこと、意見表明等支援員のスーパーバイズ機能や継続的な関わりの必要性などがございました。これらを踏まえ、遊びや食事などを一緒にしながら信頼関係を構築することや、守秘義務の規定、意見表明等支援員の複数体制での実施、また、意見表明等支援員のスーパーバイズ機能、次のページを御覧いただきまして、継続性の確保についての方向性が示されました。

最後に、事業実施時の留意点についてです。主な意見として、十分に子どもの権利擁護システムを構築するための横断的な連携体制や関係機関職員への理解促進、意見表明等支援員の親しみやすい名称などの検討についてございました。これらを踏まえ、関係機関への事業説明や横断的な連携の仕組みの検討、子どもへの丁寧な説明、親しみやすい制度となるための検討をしていくこととしております。

(4)その他に記載している部分につきましては、今回の検討全体的に関わる事項でございますが、対象となる子どもを年齢や障害の有無などで狭めるべきではないとの御意見がありました。そのため、子どもの特性に応じた意見把握等の方法についても今後検討することとしております。

18ページ以降の内容につきましては、この間の臨時部会での主な意見、ヒアリング実施概要などを記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

長くなりました。説明は以上でございます。

松原委員長

事務局から説明を伺いました。中間報告で検討結果の取りまとめと言いながら、かなり大部にわたった報告書を出していただきました。御質問、御意見、それから期間の延長についての御意見も伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。もし臨時委員で何か御発言があればお願いします。

委員

子どもの権利擁護というのが児童福祉法の改正で位置づけられましたが、漠然としていたのが、臨時部会の検討を通して世田谷ではかなり明確になったと思います。報告にも書いてありましたけれども、ヒアリングを丁寧にやっていただいたことで、委員としては気づきがたくさんありました。特にせたホッと存在は子どもにとってとても大きいと感じました。また、世田谷の場合は教育と福祉の連携というのがせたホッ

との役割もあってかなりかっちりでできていると思えました。ほかの自治体ではいつも大きな課題と言われるところですがけれども、世田谷の場合は今までの蓄積もあって、教育との連携ができているということは子どもの権利擁護にとってはとても大きな意味があるのではないかと感じています。

そして、意見表明等支援員の役割とか、どういう人が具体的にどんなことをやっていくかというところは、まだ分かり切れていないので、実際に動き出してから検討を重ねていくことが必要になってくるのかと思います。いろいろな御意見を整理していただいて、あるべき姿というのがかなり見えてきているかというふうに感じました。

それと質問ですが、児童相談所の第三者評価はもう既に行っていたのですか。そのあたりのことを聞かせていただけたらお願いします。

事務局

児童相談所の第三者評価は、今年度、実施いたしました。11月に2日間、評価委員の方に援助方針会議に参加していただき、様々な職層、経営層から、現場の職員も含めてヒアリングをしていただきました。また、子ども、里親、子ども家庭支援センターの職員からアンケートを取って評価をしていただきました。こちらの結果報告については、現在、最終的な事務的な調整をやっているところでございまして、次回の審議会の際には御報告をさせていただきたいと思っております。

委員

ありがとうございました。では、次回に報告ということでお願いします。

松原委員長

意見表明等支援員については、これからの議論が必要になってくると思います。

ほかにいかがでしょうか、Zoom参加の方でも結構ですが、それでは、この中間報告をお受けし、併せて議論の延長をお認めするというところでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、議事の(1)はこれで終了といたします。

続きまして、議事(2)令和4年度における各部会の開催状況について、各部会長から御報告をいただきます。全体を通じて報告をしていただき、その後、御質問等を受けたいと思いますので、まず資料2 - で、里親部会からの御説明をお願いいたします。

部会長

里親部会について御報告させていただきます。

里親部会は、児童福祉法に基づき、区が里親を認定しようとする際に区から諮問を受けて審議し、その結果を答申する部会です。

今年度の部会の審議内容につきましては、資料2 - を御覧ください。

い。1の開催回数です。部会は年3回開催することとしており、今年度は7月27日、11月24日に開催いたしました。3回目は令和5年3月15日に開催する予定です。

次に、2の審議件数です。今年度に諮問を受けた件数は合計14件です。その内訳は、養子縁組を目的とせず、子どもを一定期間養育する養育家庭9件、養子縁組を目的として子どもを養育する養子縁組里親5件、専門里親と親族里親についての諮問はございませんでした。審議した14件全て里親としての認定が的確であるとの審議結果となっております。審議に当たっては、住所要件や経済的要件、研修受講状況などについて確認するとともに、実際に登録しようとする家庭の訪問調査や面接を行った児童相談所の職員にも細かく状況を確認するなどしながら慎重に審議を行っております。里親部会は、学識経験者、児童養護施設や乳児院の施設長、医師など、様々な委員がそれぞれの専門性にに基づき、その家庭の養育力向上や子どもが委託されるに当たっての留意点などについても御意見をいただき、このような審議結果となっております。今後も子どもにとって最善の養育環境を提供できるよう里親登録は厳格に行う必要があると考えており、引き続き慎重な審議に努めてまいります。

最後に、3の令和4年度第3回里親部会についてです。今年度の第3回目の里親部会は、先ほども申し上げましたとおり、令和5年3月15日に開催を予定しており、今月も認定前研修が行われますので、現時点での審議予定件数は未定です。また、区内里親の新規登録数等について参考に記載しております。

御報告は以上でございます。

副委員長

ありがとうございました。

続いて、措置部会より御説明をお願いいたします。

部会長

それでは、令和4年度における措置部会の開催状況につきまして報告させていただきます。

お手元の資料2 - を御覧ください。措置部会では、児童福祉法に基づき、子どもまたはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合などに世田谷区長からの諮問を受けて審議し、その結果を答申しております。また、過去に部会より意見具申、または助言を行った案件に対して、その後の援助経過の報告などを児童相談所から受けることもございます。

まず、部会の開催回数につきましてであります。審議、報告案件がない場合には流会となります。これを除き、原則として毎月開催すること

としております。令和4年度は、資料に記載のように1月5日現在で7回開催しております。審議及び報告件数につきましても資料に記載のとおりですが、令和4年度は1月5日現在で審議7件、報告10件を受けております。事例の種別及び内訳につきましては、件数の下に記載しております。なお、審議案件につきましては、いずれも児童相談所の援助方針が適当であると認め、留意事項を付して答申いたしました。

次に、被措置児童等虐待の状況報告をさせていただきます。資料の裏面を御覧ください。措置部会は、児童福祉法の規定に基づき、世田谷区から被措置児童等虐待への対応について報告を受けた際、区長に対し、意見を述べることでござっております。令和4年度は1月5日現在で区へ1件、被措置児童等虐待の通告がございました。区から報告を受け、部会として意見を述べておりますが、虐待非該当として、区の調査等、対応を認めております。

措置部会からの報告及び説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは続きまして、児童虐待死亡事例等検証部会から御説明をお願いいたします。

部会長

児童虐待死亡事例等検証部会の御報告をさせていただきます。

開催ですけれども、4年11月2日に委員全員の対面によって1回開催をさせていただきます。主な議事の内容ですけれども、3年度の事例収集結果、そして事例検証について検討いたしました。(1)で児童虐待死亡事例等検証部会として、検証実施基準に該当する事例がございましたので、そちらについて検討しております。該当事例については、重症度、それから虐待の可能性について検討し、死亡事例であり、虐待の可能性としては、臨床的に虐待の疑いはあるけれども、事故の可能性もあるということで、3A(可能性中)という形で判断をされております。

この事例について、検証を実施するかどうかの検討をさせていただきましたけれども、乳児の事例で検証をしていくに当たっての情報があまりにも少ないこと、それから、虐待死という認定がなされていないことで情報収集にかなりの限界が生じるであろうということで、検証するには、その検証結果がなかなか見通せないということにおいて、検証は実施せず、他の協定に基づく振り返り等について検討していただくことになりましたけれども、なお、3A(可能性中)については、振り返ることによって再発防止策を見出す可能性がある事例については3Aという形になりますけれども、こちらについては検証はしませんが、予防啓発について改めて普及啓発をしていく必要性については、現場サイドで改めて

検討していただくという可能性についても確認をいたしました。

その他ですけれども、即時検証に該当する事例が発生した場合については速やかに開催することを改めて確認いたしました。

以上です。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは最後に、保育部会より御説明をお願いいたします。

部会長

保育部会について御報告させていただきます。

保育部会においては、児童福祉法に基づく保育所の認可等について諮問を受け、その適否について審議し、答申しております。しかし、令和4年度につきましては、年度途中で認可等の諮問案件がなかったことから一度も開催しておりません。よって資料はございませんが、令和5年3月22日に第1回目を実施する予定でございます。今後は、昨年5月から8月に世田谷区保育施設への支援・指導のあり方検討会が実施されており、報告書がまとめられておりますので、その報告書を踏まえ、不適切な保育の防止、重大事故の検証など、保育の質のガイドラインにも掲げる子どもを中心とした保育が実現できるよう、保育の質の確保に向けた取組を行ってまいります。量的拡充だけでなく大事なのは保育の質でございますので、子どもの最善の利益を踏まえた保育が世田谷区においてしっかりと根づくよう、保育部会においても尽力していきたいと思っております。

保育部会からの報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、4つの部会全般を通じまして、報告内容につきまして御意見や御質問がありましたら、よろしく願いをいたします。挙手をしていただければと思います。

よろしいですか。それでは、本件については以上といたしたいと思えます。

続きまして、議事(3)新たなフォスタリング業務委託(里親養育包括支援事業)ですが、これにおける事業者の選定結果について、まず事務局から御説明をいただきたいと思えます。

事務局

それでは、新たなフォスタリング業務委託(里親養育包括支援事業)の実施に関する事業者の選定結果について御説明をさせていただきます。

資料3を御覧ください。7月の本会で御報告をさせていただきましたとおり、包括的にフォスタリング業務委託を担う事業者を選定するためのプロポーザルを実施いたしました。その結果について、この御報告を

させていただくものです。

1、委託内容でございます。(1)業務内容でございます。里親制度の普及啓発による里親開拓及びアセスメント、里親登録前・登録後及び児童委託後等の研修・トレーニング、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援、これらの業務を一貫した形で委託をするということでございます。ただし、子どもと里親家庭のマッチングにつきましては、児童福祉法第27条に定める措置の決定であり、行政処分に当たることから、引き続き、児童相談所が責任と権限を持って取り組んでまいります。フォスタリング機関は、児童相談所と連携してより適切なマッチングに結びつけられるよう取り組む予定でございます。

(2)履行期間につきましては、記載のとおりでございます。

2、運営事業者の候補者名等でございます。候補事業者は社会福祉法人東京育成園で、事業者の所在地、代表者は記載のとおりでございます。

3、事業者の選定でございます。(1)経過、(2)審査方法、(3)選定委員会の構成、資料の裏面に参りまして、(4)審査基準につきましては、記載のとおりでございます。

(5)審査結果でございます。今回の事業者選定の参加事業者は1者でございまして、あらかじめ定めた選定方法に沿って審査を行った結果、一次審査、二次審査を合わせまして、220点満点中182点、割合にいたしまして83%の得点となり、基準を満たしていることから、社会福祉法人東京育成園に決定をいたしました。

(6)主な選定理由でございます。当該法人には、フォスタリング業務委託における里親制度のリクルート及びアセスメント、研修・トレーニング事業部分の受託歴があり、これまでに培ってきた経験を包括的業務委託後の各種取組に生かし、里親委託率の向上に向けて効果的な事業展開が見込まれること。里親養育への支援の実施に当たりまして、豊富な経験を持つ児童養護施設職員が夜間相談体制のバックアップ体制の一翼を担うなど、当該法人が児童養護施設の運営法人であるというメリットを最大限活用していく視点が企画書に盛り込まれており、法人が一体となってフォスタリング業務を行っていくという実現性のある企画提案であったこと。そして、児童相談所やチーム養育体制の役割や機能について十分に理解するとともに、それらの機関と連携し、効果的な支援体制を構築していく企画提案であったこと。以上3点が評価されたことによるものでございます。また、最後の項目は、選定委員会の附帯意見でございますが、包括的なホスティング業務を行うに当たっては、里親支援専門相談員をはじめとした他機関との連携及び役割分担の仕組みに

ついて留意してほしいとの意見が付されております。

4は、今後のスケジュールでございます。これにつきましては記載のとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。

松原委員長

応募事業者数が1事業者だったということではありますが、裏面で見ただくように、83%の得点を得ているということで、これから実質的な活動が期待できる事業者を選定できたのではないかと思います。思いますというのは、私が委員長をやりましたので、そういう言葉を使っていますが、御質問、御意見等があれば伺いますが、いかがですか。あるいは今後の里親に関わる世田谷の事業、フォスタリング業務で、こんなことを期待したいということが何かあればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

この選定に関しましては参加をさせていただいたんですが、2年間のリクルートと研修を行う中で児童相談所との関係が非常にいいものができてきているなというのを感じました。それで、里親さんのほうも、育成園の方との関係もよくて、期待するところも大きかったということもありました。そういうこともあって、里親さんのほうとしても育成園に決まったことで本当にありがたいと思っていますし、ほっとしているところであると思います。今後、里親のリクルートをはじめ、支援も含めて頑張ってもらいたいという期待を込めて、育成園のほうにお願いしたいというふうに一選定委員としては思いました。

委員

世田谷区の場合、たまたまというか、こういう非常に適切な事業者がいてくださったおかげで、こういう制度が発足することになったことは大変めでたいことだと思っております。ほかの自治体で、こういう適切な事業者がないところの場合は、里親さんたちが児童相談所の指導に従うだけになってしまったりします。そうしますと、児童相談所の顔をうかがう里親さんが出てこざるを得ないので、こういう形できちっと里親支援をしてくださるところがしっかりできるというのは本当に珍しいことだし、大変大事なことだというふうに思って、審議結果に賛意を表するものです。

委員

今日は参加させていただきまして、ありがとうございます。

このフォスタリング業務に期待するものとしまして、少し育てにくいようなお子さんというのがいらっしゃると思いますので、そういったお子さんに対する対応の仕方とか、基本的な知識なんかもお伝えいただけるといいかなと思っています。特に対人関係がうまくつけれない、それからコミュニケーションが取りづらい、衝動的な行動を取ってしまう、そうい

ったお子さんというのは数%いますので、ぜひそういったお子さんに対する対応の仕方、基礎知識と具体的な対応方法なんかも御指導いただくと里親さんも養育力が高まっていくのではないかと考えています。よろしく願いいたします。

松原委員長

貴重な御意見ありがとうございました。事業者のほうにぜひ伝えていただきたいと思えますし、世田谷の持っているいろいろな専門的な知識、技術も、そこに投資していただけたらと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。では、本件については、ここまでにしたいと思えます。

次に、議事(4)世田谷区児童養護施設退所者等支援事業(せたがや若者フェアスタート事業)の拡充について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

それでは、世田谷区児童養護施設退所者等支援事業の拡充について御説明をいたします。

資料4を御覧ください。1ページ、1の主旨でございます。本事業の給付型奨学金につきましては、社会全体で児童養護施設退所者等を支える仕組みとして世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金を創設し、平成28年度の事業開始以来、累計で2億円を超える寄附が寄せられております。こうした中で、令和3年4月に策定した世田谷区社会的養育推進計画などを踏まえ、給付型奨学金事業については一定の拡充を図り、今年度も経費の拡充や対象年齢の引き上げなどに取り組んでまいりました。また、国におきましては、措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な支援を行うことを児童相談所設置市を含む都道府県が行わなければならない業務として、令和6年4月施行の改正児童福祉法の中で明確化されたところです。こうした中で、社会的情勢の変化等により退所者等の自立は困難さを増しており、引き続き事業の拡充を目指す必要がございます。そのため、令和3年度に世田谷区児童養護施設退所者等支援事業検討会を設置し、今後のせたがや若者フェアスタート事業の在り方について検討を行い、支援事業の拡充方針を取りまとめました。今回、この拡充方針に基づき退所者等に対する支援の拡充について進めていくというものでございます。

2、さらなる拡充に向けた取り組み、(1)新規事業の相談支援でございます。給付型奨学金などの経済的支援は充実してきたところでございますけれども、一方で、中退者の割合が多い実態ですとか、就職した場合においても非正規雇用であったり、離職率も高いなどの調査結果もあり、退所者等が安定した社会生活を送るためには継続的できめ細やかな

サポートが必要とされております。そのため、個々の状況に応じた相談支援を退所等の後も継続して実施することによって安定した社会的自立を果たせるよう新たな相談支援事業を実施してまいります。

2ページにお進みください。支援対象者でございます。(ア)として、世田谷区内に存する施設を退所した者またはその養育を世田谷区内に在住する里親等に委託されていた者、(イ)として、世田谷区児童相談所の措置、これは一時保護も含むこととなりますけれども、これにより施設に入所またはその養育を里親等に委託されていた者、そして(ウ)として、(ア)(イ)以外の社会的養護出身者、現に世田谷区内に在住する者としております。なお、(ア)(イ)の対象者については、継続的な支援の必要に応じて入所中から対象とし、上限は40歳未満ということを基本といたします。

事業内容でございます。実施内容といたしまして、相談スペースのある相談支援拠点を設置いたします。電話や窓口での対応を基本としつつ、支援内容に応じては同行や訪問も行う予定です。開設日数は、原則として週5日、1日4時間以上といたします。具体的な支援内容は、相談者の求めに応じて就労や就学を安定して継続できるよう日常生活上の相談に応じるとともに、対象者の状況に応じて、児童相談所や出身施設などとも連携して支援を行い、支援対象者のニーズに合わせ様々な社会資源につなぐなど個別的な支援も行ってまいります。

次に、居場所支援との一体的な実施です。様々な悩みや困難、生活状況などを抱えた退所者等が相互交流するとともに、必要な支援につながっていくための仕組みとして、相談支援の場で居場所支援も一体的に実施してまいります。また、現在2か所で展開している既存の居場所支援とも連携し、居場所支援全体のハブとしての役割を担うとともに、積極的に地域の関係機関とも連携してまいります。

3ページにお進みください。想定事業経費、事業者の選定については御覧のとおりです。事業開始時期は令和5年5月以降を予定しております。

次に、(2)資格等取得支援です。こちらも新規の取組となっております。進学者への経済的支援が充実してきた一方で、退所者等の進路としては、依然、就職を選択する方も多いという実態がございますことから、就職に向けて必要となる資格等を取得するための費用の助成を行う資格等取得支援を行います。事業内容です。就職に向けて必要または安定した就労につながると認められる資格等の取得のための費用の助成を行います。まず、(ア)として、普通自動車第一種運転免許の取得費用

として上限30万円、これ以外の資格等の取得費用としては原則として上限10万円といたします。対象者です。対象年齢につきましては、一旦社会に出た後、離職した場合の再就職や資格取得によってさらなるキャリアアップを目指すことなどが可能となるよう40歳未満の者とし、(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者といたします。なお、事前に送らせていただいた資料に30歳となっておりましたけれども、正しくはこちらの内容となっています。申し訳ございませんでした。

4 ページにお進みください。事業開始時期につきましては、令和5年4月でございます。

次に、(3)給付型奨学金です。こちらは既存の事業の拡充ということになります。課題ですが、1つ目のポチ、大学在学中に生活困窮に陥ってしまう者や、現在、制度の対象とはなっていない措置延長中、自立援助ホーム入所中に大学等に進学した者は生活上の支援を受けられているものの、大学等に進学した場合の学費は自ら用意する必要があるという実態がございました。給付型奨学金の制度内容の拡充が進む中で、結果として奨学金を受けられない措置延長中の者との支援の差が出てきております。また、現行制度では、18歳到達年度末、一般には高校の卒業の時期となりますけれども、このときまで施設や里親さんにいた者だけが対象となっております。しかしながら、これより前に退所した者等についても支援を必要とする者がいるのではないかとの御意見を検討会でもいただいたところです。これらを踏まえまして、見直し内容でございます。まず、措置延長中や自立援助ホーム入所中の者も給付対象といたします。加えて、児童養護施設等を18歳到達年度末前に退所した者、過去において措置、委託されたことがあり家庭復帰したような方についても一定の条件の下で給付対象としてまいります。この拡充する対象者につきましては、先ほど御説明した資格等取得支援においても同様の考え方で対象としてまいります。こちらの事業拡充時期につきましては令和5年4月としております。

5 ページ、(4)住宅支援でございます。現在、区内5か所の借り上げ型区営住宅の一室をシェアハウス方式で提供しておりますが、課題といたしましては、実際に利用した退所者等からは家賃負担が軽減され大変に助かったという声がある一方で、シェアハウス方式に対して難色を示す声ですとか、入居者同士の組み合わせなども考慮する必要があることなどから、居室利用率が平均として、この間、全体の3割弱程度にとどまっていたというような状況がございました。また、通勤通学等の都合で区外に居住する必要がある場合には住宅に関する支援がないことな

どを挙げております。これを踏まえまして、見直し内容でございます。まず1つ目のポチですが、現行の住宅提供型の支援につきまして、区内自立援助ホームに措置されていた方、区児相により区外施設等に措置されていた者も利用対象者として拡充します。2つ目のポチ、進学、就労等の進路のいかんにかかわらず、自ら賃貸アパートなどを借りた方などに対して新たに月3万円の家賃補助を行います。3つ目のポチ、住宅提供型の支援も引き続き実施いたしますが、今後、現行のシェアハウス方式から個室住戸方式へ転換してまいります。事業拡充時期は、家賃補助が令和5年4月、個室住戸型の住宅提供については令和6年度以降実施予定としております。

6ページ目、居場所支援でございます。現在、区内2か所で月1回開催している居場所支援につきましては継続して実施してまいります。新たに実施する相談支援との連携により、居場所支援全体の充実を図ってまいります。

5、今後のスケジュールについては御覧のとおりです。

かがみ文の説明は以上となりますが、8ページに今回の拡充全体のイメージ図、9ページには新たな相談支援事業のイメージ図を添付しております。また、10ページ以降に、別紙1として検討会の議論を踏まえた拡充方針、最後に、24ページに別紙2として改正条例案の新旧対照表を付させていただきます。

私からの説明は以上となります。

松原委員長
委員

御質問、御意見をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

御説明ありがとうございます。感想めいた話になってしまいますが、私自身、他区ですが、児童養護施設に在所中の子の未成年後見人を務めた経験がありまして、今、大学生ですが、やはり経済的に相当厳しいという中で、今回のような拡充の仕組みを設けられることについてとても賛意を示したいと思います。

他方で、1点、民法の成年年齢の引下げ等に絡みまして、従前ですと二十歳まで、18歳で児童養護施設を退所した後も伴走を未成年後見人ができていたのが、退所とともに後見事業も終了してしまいますので、本人の責任に任されるところがかなり多い中で苦しんでいるなどというも実情ですので、そういった観点も含めて、やはり退所した施設が伴走できる仕組みですとか、そういったものも今後検討いただければと思います。

松原委員長

ありがとうございます。事務局のほうで参考にさせていただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

それでは、本件については以上といたします。

次に、議事(5)区立母子生活支援施設パルメゾン上北沢運営事業者の選定結果について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局より御説明いたします。私からは、今回の選定事業につきまして御説明いたします。

資料5を御覧ください。1の主旨でございます。このたび区立母子生活支援施設パルメゾン上北沢の運営事業を委託するに当たり、プロポーザル方式による公募を実施しまして、選定しましたので、御報告いたします。

2、選定にいたる経緯です。ひとり親家庭の複雑化かつ多様化している課題に柔軟に対応するため、当施設の事業内容を見直すことから、令和5年度からの運営事業者をプロポーザル方式により選定することとしました。

3、事業者選定の考え方です。次でございます4の母子生活支援施設の方向性のほうをまず御覧いただければと思います。(1)目指す支援の方向性としまして、6つの柱がございます。社会的養育支援の役割、

施設内や地域のひとり親のキャリア形成の支援、地域のひとり親家庭にも開かれた施設として頼られる支援、地域の多様な社会資源と連携し、ハイリスク家庭等に対するセーフティーネットの機能などの支援を担っていきます。また、(2)目指す母子生活支援施設の姿としましては、地域のひとり親家庭を支援する拠点としまして、この6つの柱を実現するために、小規模化、多機能化、支援の質の維持・向上といった施設運営を目指すこととしております。なお、詳しくは、後ほど別紙1、母子生活支援施設の方向性と併せまして別紙2の世田谷区母子生活支援施設支援者のガイドラインを御覧いただければと思います。

3に戻りまして、事業者選定の考え方につきましては、これらの母子生活支援施設の方向性を踏まえまして、主に次の能力を有する事業者を選定いたしました。1点目としましては、児童福祉施設の運営実績があり、子どもの最善の利益を優先して考慮しながら、貧困や虐待の連鎖を断ち切る視点を持って専門職員等の確保・育成等を行う能力を有していること。また、2点目は、入所者との信頼関係を構築し、地域の関係機関と連携しながら、母子生活支援施設とともに、入所者だけでなく広くひとり親家庭等も含めて支えていく地域のひとり親家庭支援拠点として、一体的かつ安定的、継続的に運営する能力を有していること。

5、委託内容です。(1)業務内容につきましては、以下の から のとおりでございます。裏面を御覧ください。ひとり親家庭等への休日夜

間の相談支援事業及び 子育て支援機能強化事業につきましては、令和5年度以降、新たに実施する事業となります。(2)履行期間です。準備業務としまして令和5年1月4日から令和5年3月31日まで、また、運営業務につきましては令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなります。

6の運営事業者名等です。(1)で、このたび選定されました事業者名は社会福祉法人福音寮です。(2)に所在地及び代表者を記載しております。

7、プロポーザル経過でございます。8月にプロポーザル公告を行いまして、参加表明書及び企画提案書を3事業者から提出を受けました。書類審査、財務審査、現地調査を行いまして、11月14日に第2回選定委員会へヒアリング審査を実施し、選定いたしました。

8、選定の方法等でございます。(1)選定方法です。選定委員会を設置しまして、審査基準に基づき、提案書の書類審査、ヒアリングによる審査及び公認会計士による財務審査を行い、総合的に評価いたしました。(2)選定委員会の構成は、次の表のとおりでございます。

9、審査項目・結果でございます。(1)に記載の5項目を基に審査いたしまして、審査結果は、次のページに移りますが、(2)の表のとおりでございます。選定された福音寮は、1000点満点中813点という結果でございます。(3)主な選定理由です。当該事業者は、入所中の母子に限らず地域のひとり親支援を実施するに当たって、区の子ども・ひとり親施策や施設周辺環境について情報を収集、分析した上で提案していた。その上で、本事業の実施地域の特性を十分に把握し、関係機関と連携・相互協力をして支援に臨もうとする姿勢を評価しました。子どもの権利に基づいた支援の質の向上に向け、区立母子生活支援施設として中核的役割を果たすために、同地域にて運営している児童福祉施設と施設間での知見やノウハウを共有できる点を最大限に生かすことを期待する。一方で、母親への支援及び母子関係再構築については、子どもへの支援に比べ実績やノウハウなどが少ないので、母親への支援の具体化を図ること、また当事者主体の支援の推進に向け、確実に人材確保及び育成に取り組むことの意見が付されました。

10のその他です。運営事業者の変更について、入所者に対する説明会を12月22日に実施し、令和5年1月10日に入所者に新事業者を紹介しました。入所している子どもや家庭が運営事業者変更後も安心して生活できるように、その後3か月程度かけまして、子ども家庭支援センター等関係機関との調整も図りながら現事業者からの引継ぎを実施いたします。

11、今後のスケジュールでございます。令和5年1月から運営準備委託を開始しております。4月から新たな事業者による本事業開始予定です。

私からの説明は以上です。

松原委員長

母子生活支援施設というのも社会的養護に関わる施設の一つですが、なぜか一般的に児童福祉審議会の取り上げられる報告や議題から忘れ去られることがあるんですが、世田谷はきちっと取り上げていただきまして感謝をしております。今後も母子生活支援施設の動向等については、児童福祉審議会で委員の方々に知っていただくことも大切かと思いますが、今回は運営事業者の変更ということで、その選定結果について御報告をいただきました。御質問、御意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員

御説明ありがとうございました。福音寮が受託をするということですが、となると、スタッフとしては新しい人を雇い入れなくてはいけないのか、そのあたりの見通しについて把握していらっしゃったら教えてください。

事務局

こちらのパルメゾン上北沢でのスタッフになりますが、現在のところ、こちらのプロポーザルの選定に当たりまして10名を御提案いただいております。そのうち、まず6名につきましては現在、法人内部の異動者で賄うということは確認しております。それ以外の4名につきましても、現在、募集あるいは法人内部での異動を検討している状態でございます。

委員

どういう方が支援するかというのが重要になってくると思いますので、そのあたりは、受託したら行政のほうでもチェックというか、フォローしていただきたいと思います。

松原委員長

ほかにいかがでしょうか。私のほうから1つ。どうしてもDVなんかの場合には広域で措置をせざるを得ないと思いますが、世田谷の場合はどこと協定を結んでいらっしゃって、今回のパルメゾンの場合には広域を受ける可能性もありになるかどうか、教えてください。

事務局

区内に3か所、母子生活支援施設がございます。区立はこのパルメゾン上北沢になります。パルメゾン上北沢のほうでも令和3年度から広域の受入れの実施を開始しております。ただ、開始以降、パルメゾンのほうではまだ実例がないような状態になっております。

松原委員長

ほかにいかがですか。

ありがとうございました。それでは、この件についても以上といたしたいと思います。

本日の議事は全て終了いたしました。全般通じて、世田谷区の児童福祉施策についての御意見があれば、この際ですから御発言いただいてもいいかなと思いますが、いかがでしょうか。ここはこう伸ばしてほしいとか、あるいは、ここが気になっている課題だとかということでも結構ですし、感想をいただいても結構だと思いますが、よろしいですか。

では、議事を全て終了いたしましたので、事務局に進行をお戻しいたします。

事務局

松原委員長、進行ありがとうございました。本日、委員の皆様から貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。なお、資料6、令和3年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告につきましては、前回の児童福祉審議会本委員会において速報として報告したものの確定版ということになります。速報版からの主な変更箇所につきましては35ページ、(5)里親の新規受託児童数の項目が追加されております。その他の修正項目につきましては、配付資料、資料6の次のページの更新内容のとおりでございますので、後ほど御覧いただきたくお願いいたします。

続きまして、事務局から2点、事務連絡をさせていただきます。1点目でございます。本会議の議事録につきましては、整い次第、皆様にメールでお送りさせていただきます。お送りします議事録につきましては、御自身の発言部分を御確認いただきまして、お気づきの点などございましたら事務局のほうまで御連絡いただきます。その後、区ホームページで本日の資料とともに議事録を公開させていただきます。

2点目でございますが、本日、御退室の際は、正面の出入り口だけ御利用いただきたくお願いしたいと思います。

それでは、本日、以上をもちまして令和4年度第3回世田谷区児童福祉審議会本委員会を閉会いたします。皆様、どうもありがとうございました。